

## 生駒市の教育大綱（素案）

### I 生駒市の教育大綱の基本的な考え方

#### 1 生駒市の教育大綱の位置付けと期間

生駒市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「教育大綱」といいます）は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定に基づき、総合教育会議での協議を経て、市長が策定するもので、本市の教育行政の根本となる方針と位置づけるものです。

大綱の期間は策定の日から4年間としますが、随時見直しの機会を確保します。

#### 2 生駒市の教育大綱・4つの柱

生駒市の教育大綱の特色は以下の4つです。

##### （1）関係者や市民の「協創」による策定

総合教育会議を〇回開き、徹底的な議論を行ったほか、公募市民によるワークショップを2回開催して、特に重点的に推進すべき分野について広く市民の意見を集めました。このほか、学校現場や自治会などの関係者からのヒアリングや、パブリックコメントの実施など、「協創」の考え方に基づいた策定プロセスを採りました。

##### （2）マニフェストや総合計画などとの整合性の確保と効果的な連携

市長の施政方針演説やマニフェストを踏まえ、また、総合計画や他の関係する計画との整合性を確保し、積極的な連携を図ることにより、学校教育はもちろん、生涯学習、子育て・就学前教育など、幅広い視点と実効性を持つ教育大綱としました。

##### （3）ひとづくりはまちづくり

市長マニフェストの「ひとづくりはまちづくり」の考え方に立ち、教育を通じた「ひと」づくりにより、生駒の「まち」のさらなる活性化につなげていくものです。

##### （4）中長期的な視点を踏まえつつ、4年間で実現すべき具体的な方向性を整理

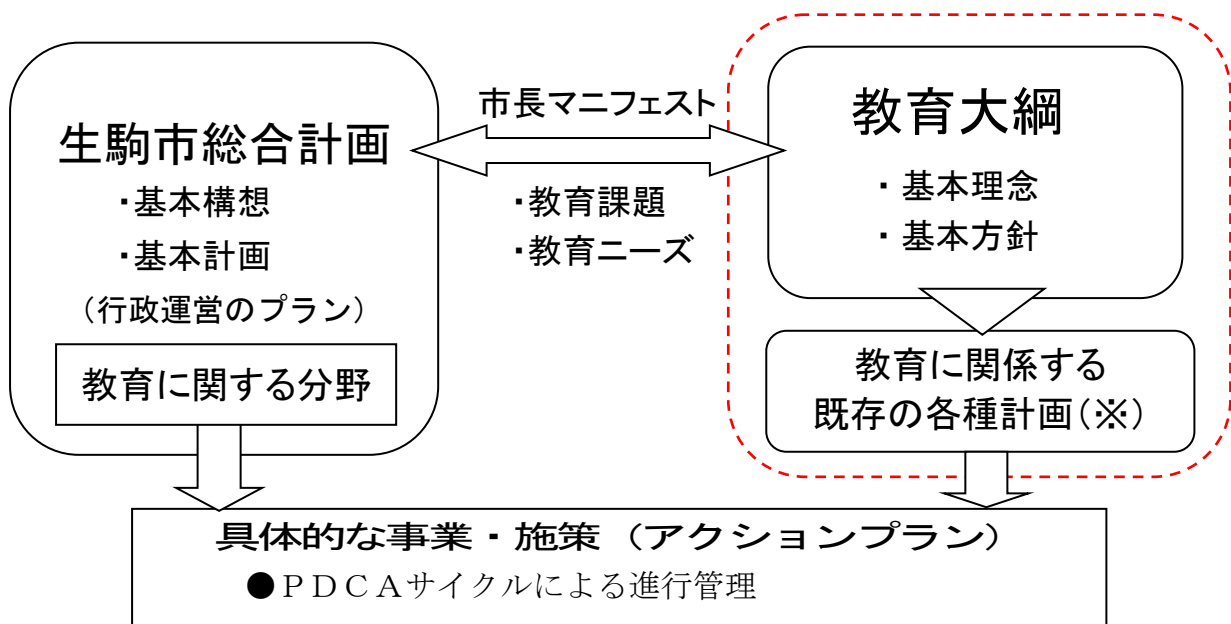
激動の21世紀の中長期的な変化を見据えつつ、この4年間で進めるべき人づくりや学校・まちづくりの在り方として、重点的かつ集中的に取り組むべき事項を整理しました。

### 3 大綱の構成並びに他の計画との関係

教育大綱は、「基本理念」「基本方針」のほか、「大綱策定後の進行管理」「教育委員会の果たす役割」によって構成します。

また、それらを実現するための個別具体の施策は、本市のまちづくりの指針であり、行政運営のプランである第5次生駒市総合計画後期基本計画及び同計画に基づく「具体的な事業」（アクションプラン）の中に整理し、進めていきます。

あわせて、家庭教育、地域社会との協働、文化やスポーツ、産業、国際化など教育に関係する既存の各種計画に位置付けられている具体的な事業・施策（アクションプラン）の中で、大綱の基本方針に定めた内容の具体化を目指していくこととします。



#### (※)教育大綱と関連する既存の各種計画

方針・計画名	所管課	策定年月	根拠法令等	計画期間	内容
生駒市学校教育の目標	教育指導課	毎年度		1年	生駒市がめざす子ども像、重点目標、目標実現に向けた取組を提示。
生駒市社会教育基本方針及び重点目標	生涯学習課	毎年度	社会教育委員会議において策定	1年	生駒市生涯学習推進基本方針(H19年3月策定)を基に、成果を検証し、重点目標を定め、施策を推進する。
生駒市スポーツ振興基本計画	スポーツ振興課	H23年3月	スポーツ基本法第10条(旧スポーツ振興法第4条)	10年	H23～32年度までの10年間(5年経過時点で見直し)のスポーツ振興の目標と目標達成のための方針を示す。
生駒市子ども読書活動推進計画	図書館(生涯学習課)	H17年3月	子どもの読書活動の推進に関する法律第9条	H17～	「伝えよう、どきどき わくわくを！」を合言葉に、家庭・地域・学校が連携して読書環境の整備を進める。(5年経過時点で成果を検証、計画内容を精査し継続)
生駒市子ども・子育て支援事業計画	こども課	H27年3月	子ども子育て支援法	5年	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の総合的、計画的な推進。
生駒市通学路交通安全プログラム	教育総務課	H26年4月	(文科省等からの通知による)	—	関係機関の連携体制を構築し、通学路の安全確保に向けた取組を実施する。

## Ⅱ 生駒市の教育に関する基本的な方向性

### 1 基本理念

遊び、学び、共に生きる “いこまびと”

～戻ってきたくなる生駒を目指して～

OR

いこまを「遊ぼう」！

OR

「遊」「学」「生（生きる・生駒）」

社会が大きく変動し、多様化が進む 21 世紀。

その中であって、変化を恐れず、むしろワクワクする挑戦の機会ととらえて人生を楽しむことが求められています。

「遊」びとは、素晴らしい我々のまち「いこま」をおおいに楽しむこと。人と積極的に関わり、学び、共に生きること。そして、そのような市民の毎日が、ますます素敵な「いこまびと」を育て、ひいては、住み続けたい「いこま」、戻ってきたくなる「いこま」を創っていくのです。

## 2 基本方針

### <子育て・就学前教育>

#### 基本方針1 子育てを楽しめる地域づくり

- 1 保護者支援の場・コミュニティづくり
- 2 「遊び」を「学び」につなげる就学前教育

- 未来の宝である“いこまっこ”を家庭・地域・学校・行政が連携し、地域全体で見守り育みます。
- 子育て世代の保護者が孤立せず、子供たちが安心して成長できるよう、悩みを共有・共感・相談できる場や、子育てを地域で支えあうためのコミュニティを構築します。また、現在は十分といえない男性の育児参加を促す取組を進めます。
- 幼稚園、保育園、こども園などの就学前教育の環境整備はもちろん、その活動内容についても、「遊び」を通して創造的な「学び」につなげるとともに、地域の高齢者との世代間交流など、より多様な地域の力を借りた「協働」による楽しく充実したカリキュラムを策定・実践します。

### <学校教育>

#### 基本方針2 21世紀を生き抜く優しくたくましい人づくり

- 1 21世紀に必要な力を身につけるための学び
- 2 多様性を認め、挑戦を続ける、優しくたくましい心の育成
- 3 子どもや学校のチャレンジを応援する仕組み
- 4 学びを支える教職員、学校への支援

- 基礎的な学力、体力を土台としつつ、21世紀の社会変化に対応するため、「主体的に行動する力」「課題を見つけ、解決につなげる力」「グローバル時代に対応する語学力やプレゼン力」「他者と協働するコミュニケーション能力」などを養成します。
- いじめを許さない学校づくりをはじめ、障がいの有無、国籍などの多様性を理解し、認め合うための具体的な学びの機会を確保し、人を思いやる優しい心を育成します。

- 新しいチャレンジを促し、成功体験による自信を得るとともに、失敗した場合にはしっかりフォローし、再挑戦を促す機会を確保するなど、逆境に負けないたくましい心を育成します。
- 特別支援教育や学習支援を必要とする子どもたちへの対応と、奈良先端科学技術大学院大学との連携やトップアスリート等を迎えた授業など、興味ある分野をどんどん伸ばしていく機会を増やすことにより、個に対応した教育を実践します。
- これらの学校教育の発展を確かなものとするため、教職員の資質向上につながる研修や教育環境の整備・充実に取り組みます。

### <生涯学習>

#### 基本方針3 すべてのライフステージで、楽しみながら学び、地域とつながる機会づくり

1 人と本、人と人をつなぎ、まちづくりの拠点となる新たな図書館

2 文化・伝統・芸術を通じた、より豊かなまちの実現

3 「健康」「生きがい」「仲間」「まち」をつくるスポーツの力

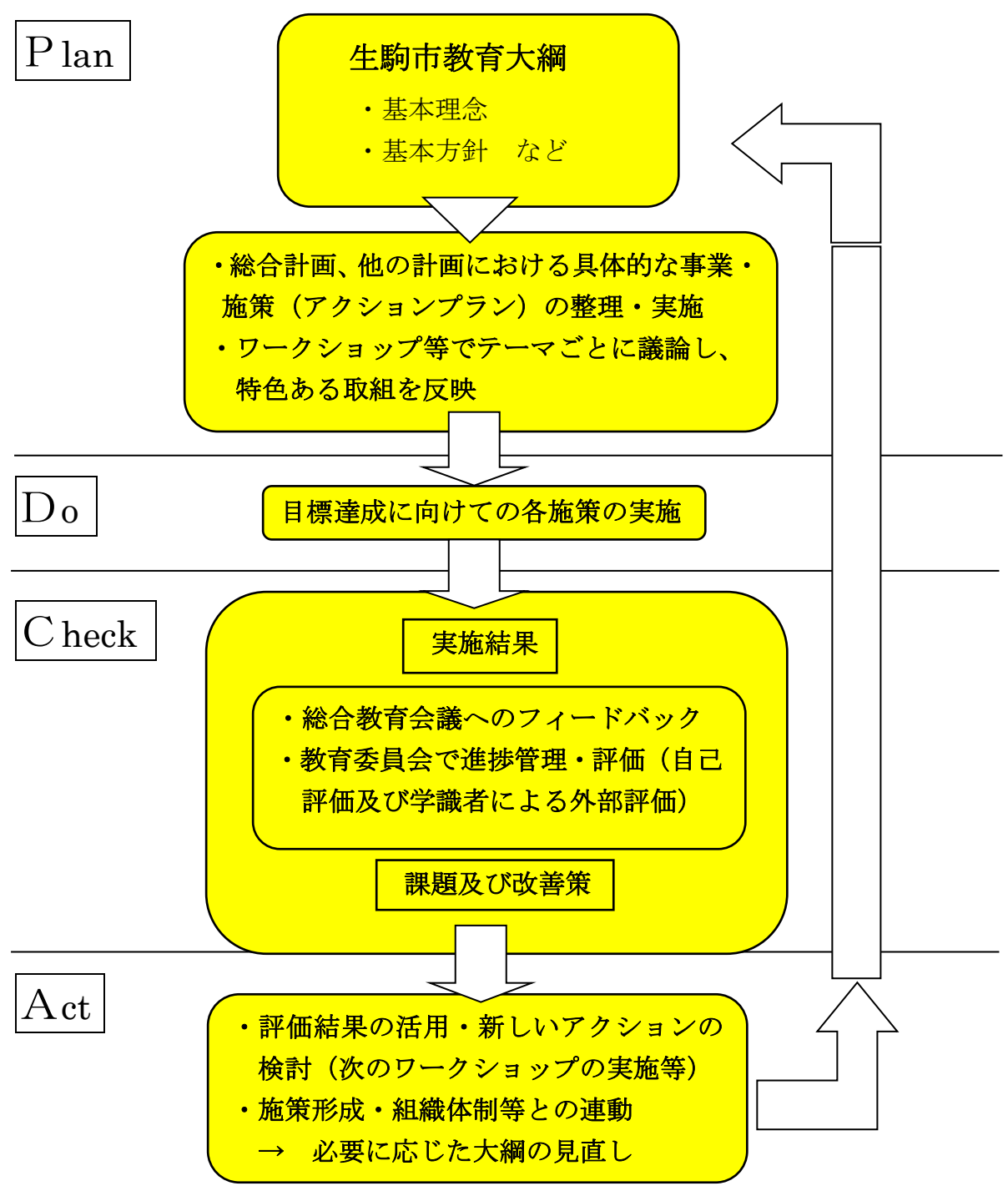
4 すべての人が楽しく安心して成長できる機会の確保

- 生涯学習の力は、∞（無限大）。乳幼児から高齢者まで、すべてのライフステージや個々のケースに応じて学び、楽しめる機会を増やし、市民の一体感の醸成を図ります。また、仲間づくり、生きがいづくり、健康づくりはもちろんのこと、市民の生涯学習をまちづくりにもつなげる具体的な仕組みを構築します。
- 生駒の図書館を、単に本を借りる場所ではなく、人と本、人と人をつなぎ、新たな文化を創造する「まちづくりのプラットフォーム」とします。
- 郷土愛を醸成し、より豊かなまちを実現するため、生駒が全国に誇る「茶」「音楽」をはじめとする文化、伝統、芸術を学び、体験する機会を確保します。
- スポーツの楽しみを通して、健康で、楽しく、元気で笑顔あふれる仕組みを構築します。
- 障がいの有無、国籍、性別、年齢などによる差別をなくし、多様性を認め合う学びや体験の場を創るほか、他者や地域に頼ることのできる環境・雰囲気醸成します。また、青少年の健やかな成長を図るとともに、失敗や挫折を経験した人の再挑戦を応援するため、きめ細やかな相談体制、きっかけの場づくりを進めます。すべての人が安心して学び、成長できる環境整備を進めます。

### Ⅲ 大綱策定後の進行管理

生駒市の教育大綱及び大綱に基づく具体的な事業（アクションプラン）の実施については、PDCAサイクルによる進行管理、点検評価・見直しを行います。

なお、外部評価については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況について、学識経験者による点検・評価を行うこととなっており、これを活用して行うものとします。



#### **IV 教育委員会の果たす役割**

生駒市では、教育委員会のさらなる活性化を求めて、平成 28 年 1 月から 2 名の保護者の公募委員を含め、委員数を 8 名に増員しました。

これは、平成 27 年 4 月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正を受け、首長と教育委員会が協議・調整する場である総合教育会議の設置（必置）及び首長による教育大綱の策定など改正の趣旨を踏まえ、学校教育はもちろんのこと、就学前教育や子育て支援、特別支援教育、高齢者による生涯学習を通じた生きがいつくりやまちづくりへの貢献、そして何よりも激動するこれからの社会を生き抜くための教育を生駒市で取り組み、「教育のまち・いこま」を本気で実現する決意を形にしたものです。

それぞれの専門や知見はもちろんのこと、一市民としての視点も大切にしたい積極的な論議を行っていただきたいと思います。

また、教育委員会が単なる議論の場ではなく、合議制の執行機関という立場を活かして、Ⅱに示した基本方針を教育の現場で具体化するための提案をいただき、これまで以上の役割を果たしていただくことを心から期待しています。